

議案第 29 号

伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「その子」の次に「(民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）」を加え、同条第 2 項中「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に改め、「子」の次に「(民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定によ

り同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」を加え、「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第9条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「あるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第12条中「介護休暇」を「介護休暇、介護時間」に改める。

第16条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）」に改め、「介護をするため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して3年を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間」を「指定期間」に

改める。

第16条の2を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年伊賀市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の

次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

- イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第22条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により、介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、当該休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の伊賀市職員の勤務時

間、休暇等に関する条例第第 16 条第 1 項に規定する指定期間については、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して 6 月を経過するまでの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

3 施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、第 1 条の規定による改正後の伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条第 1 項中「第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

4 施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の伊賀市職員の育児休業等に関する条例第 2 条の 2 中「第 6 条の 4 第 1 号」とあるのは「第 6 条の 4 第 2 項」と、「第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

（伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正）

5 伊賀市職員の給与に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の 2 中「6 月」を「通算して 6 月」に改める。

（伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

6 伊賀市職員の退職手当に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項中「6 月」を「通算して 6 月」に改める。